

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	平成30年9月10日 07時30分ごろ
発生場所	愛知県常滑市鬼崎漁港西方沖 鬼崎港北防波堤灯台から真方位263° 2.7海里付近 (概位 北緯34° 54.0′ 東経136° 46.0′)
事故の概要	漁船第八京栄丸は、漁獲物を積載して漁網から離れたところ、転覆した。
事故調査の経過	平成30年9月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八京栄丸、14トン
船舶番号、船舶所有者等	AC2-4268（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	機関及び電気系統に濡損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、2そう引き網漁の運搬船で、船長が1人で乗り組み、漁獲物を運搬する目的で、船長が、ふだんと同じように左舷側の魚倉を海水で満たした状態としたのち、網船2隻が引いていた漁網から漁獲物を取り出して右舷側の魚倉及び甲板上に積載した。 本船は、帰航の途につく目的で漁網から離れたところ、支えがなくなって船体が右舷側に傾き、海水が右舷側の舷縁を越えて流入し、船長が危険を感じて海に飛び込んだ直後、転覆した。 船長は、救命胴衣を着用しており、僚船に救助された。 船長は、本事故発生直前、本船に積載した漁獲物がふだんよりも約1トン多いことに気付いていた。
分析	本船は、右舷側にふだんよりも多くの漁獲物を積載した状況下、漁網から離れた際に支えがなくなったことから、船体が右舷側に傾斜して舷縁が没水し、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、右舷側にふだんよりも多くの漁獲物を積載した状況下、漁網から離れた際に支えがなくなったため、船体が右舷側に傾斜して舷縁が没水し、海水が船内に流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・漁獲物を積載する際は、支えがなくなった状態を考慮して積載量

	を調整すること。
--	----------